のれんの償却と非償却の実態について

鷲　地　隆　継
町　田　祥　弘
江　田　嵩　志

【キーワード】　のれん、IFRS、M&A、減損、規則的償却

目　次

1. はじめに
2. 先行研究とRQ
　2−1. 制度の背景
　2−2. 先行研究とRQの導出
3. 研究の方法
　3−1. IFRS任意適用企業の概要
　3−2. 分析対象企業の選定と分析方法
4. 結果と解釈
5. むすびにかえて

1　はじめに

現在、財務会計基準機構および企業会計基準委員会では、スタートアップ企業や経済団体等からの要望を受けて、のれんの会計基準の見直しを行うかどうかについての意見聴取が行われている。財務会計基準機構では、2025年11月17日に開催された第55回企業会計基準諮問会議において、企業会計基準委員会に実施を依頼した「のれんの会計処理の見直しに関する公聴会」を継続し、より幅広い意見を集めることが決定されたことから、2026年3月以降においてもこの検討は継続される予定である。このように、現在わが国では、従来ののれんの会計処理に関して改めて議論が再開されている状況にある。

こうした動向の背景には、2022年6月にアメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）がのれんの事後の会計処理に関するプロジェクトを審議事項とすること

を取り下げ、またそれを受けて、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）においても、2022年11月の会合において、「IASBは、収集された幅広い証拠が、のれんの会計処理に関する従前の決定を変更するための説得力のある論拠（compelling case）を示してはいないと結論付けた。」（IASB 2022）として、現行の減損のみのモデルを維持することを決定したことがあると解される。わが国では、のれんの会計処理として、長年にわたって20年以内定額償却を採用するとともに、海外に対しても、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の改訂に向けてのれんを償却すべきとの主張を続けてきた。2015年に修正国際基準（Japan's Modified International Standards: JMIS）を発表し、わが国において選択可能なもう1つの会計基準を設けたこともその一例である。しかしながら、FASBやIASBにおいてはのれんの償却が導入される可能性がほぼ無くなったといえる状況にあることにより、にわかに、わが国の会計基準をこのまま維持すべきか、また、諸外国に比べてのれんを償却することで企業の費用負担が生じて競争政策上望ましくないのではないかとの議論が惹起されたと考えられる。

また、そうした動向と軌を一にして、この数年、経済界等から、日本基準を適用する企業にとっては、のれんの償却がM&Aを抑制し、中でもスタートアップ企業にとっては償却負担が大きいとして、のれんの非償却を認めるよう求める要望が出されるようになってきた。例えば、2022年4月には、経済同友会から「創業期を越えたスタートアップの飛躍的成長に向けて」が公表され、のれんの償却がM＆Aやスタートアップの活動を抑制していると述べており、また2024年度には、内閣府 規制改革推進会議「スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」が2024年度規制緩和要望書の中で、のれんに関する日本基準の見直しを求めている。中には、のれんの償却と非償却の両方を認める「選択制」の主張さえ示されている（財務会計基準機構 2025）。

一方で、海外のIFRSやアメリカ基準適用企業においては、すでに大きく積み上がったのれんは償却するには大き過ぎる金額となっている。証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）は、のれんの計上額がアメリカ基準やIFRSを採用している企業において大きく積み上がっていることを報告した上で、現行の減損テストが適時性や信頼性の面で不十分であるという懸念を投資家が表明しており、会計基準設定主体に対して改善を求める勧告を行っている（IOSCO 2023）。

このような状況下、わが国が今後いかなる会計基準を採用するかについては、慎重な議論が必要であるが、いかなる検討を行うにしても、evidenceに基づいた議論が求められることはいうまでもない。

そこで、本稿では、のれんに関する研究の第一歩として、わが国のIFRS任意適用企業におけるのれんの計上の実態を把握することとした。具体的には、①仮にそれらの企業がのれんを償却していたとすれば、現在までにいくら償却することになったのか、②IFRSの適用によって、

それぞれの企業において利益への影響はどの程度の差異が認められるのか、を明らかにすることとした。すなわち、IFRS任意適用企業を対象として、実際に行われた「のれんの計上+減損（IFRSに基づく）アプローチ」と、仮の設定による「のれんの償却+減損（日本基準に基づく）アプローチ」とを比較して、両者の差異を算定するという一種の影響度分析を実施してみようということである。こうした検討の上で、IFRSと日本基準における帰結について論じることとしたい。

2　先行研究とRQ

2−1　制度の背景

まず、アメリカでは、1970年に会計原則審議会（Accounting Principles Board：APB）が公表した意見書17号「無形資産」において、のれんを40年以内で規則的に償却することが求められていた。その後、APBの後継基準設定主体であるFASBは、2001年6月に財務会計基準書（Statements of Financial Accounting Standards）142号「のれんおよびその他の無形資産」において、「のれんは報告単位レベルで減損テストを行うものとする」（FASB 2001, par.18）として、のれんの償却を廃止したのである。

IASBにおいても、1998年にIASBが公表したIAS 22号「企業結合」では、企業結合で取得したのれんの償却を義務付け、償却期間を原則20年以内としていた。しかしながら、アメリカの動向を受け、2004年にIFRS 3号「企業結合」を公表し、のれんの償却を廃止したのである。

これに対して、日本では、1975年に企業会計審議会より公表された「連結財務諸表原則」において、投資と資本の相殺差額（投資差額）を連結調整勘定という勘定で処理することとされ、連結調整勘定は毎期均等額以上を償却することが求められていた。この時点では連結調整勘定はのれんという概念で捉えられていたのではなく、あくまでも連結決算の技術的調整項目と認識されており、正の差額も負の差額も一つの勘定で処理されていた。さらに、日本公認会計士協会・監査委員会報告第29号「連結財務諸表監査上当面の取扱い」において、「会社が連結調整勘定を5年間にわたって均等償却しているときは、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱う。」とされた。このため実務上は、連結調整勘定は5年均等償却されていた。

その後、1997年に「連結財務諸表原則」が改定され、償却期間の原則が20年とされた。さらに、2003年10月31日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第21号「企業結合会計基準」において、企業結合会計において発生する「のれん」という概念が明確になり、「のれんは、その効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却するものとし、その償却期間は20年以内とする。」とされ規則的に償却するという考え方が維持された。

一方で、国際的な場においても、のれん償却の再導入を検討すべきではないかという動向が生じたのが2010年代のことである。まず、アメリカにおいては、2014年に非公開企業、2019

年に非営利企業に対して、償却処理が容認された。

さらに、のれんの残高が大きいことを問題視して、FASBは2019年7月9日市中協議文書「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」を公表し、のれんの償却の再導入についての賛否を尋ねたところ、コメントには賛成意見が多数を占めたため、2020年11月の会議において、のれん償却再導入を前提に、償却期間についての議論が開始された。同年12月の会議では、のれんの償却期間について原則として10年の定額償却（反証可能および年数の上限を設定）とすることで暫定合意した。しかしながら、前述の通り、FASBは、2022年6月にのれんの事後の会計処理に関するプロジェクトを取り下げ、償却の議論は休止してしまったのである。

IASBにおいても、2020年3月19日に討議文書「企業結合－開示、のれん及び減損」を公表した。当該文書では、「のれん償却を再導入すべきではなく減損のみのモデルを維持すべきである」という予備的見解を示しているものの、その予備的見解が僅差の多数決によるものであったことから、のれんを償却すべきであるという意見についても多くのページを割いており、実質的には両論併記のような形で利害関係者のコメントを求めたのである。

しかしながら、最終的にIASBは、2022年11月の会議にて現行の減損のみモデルを維持することを暫定決定した。その際に、当該結論に至る理由について、収集された幅広い証拠が、のれんの会計処理に関する従前の決定を変更するための説得力のある論拠を示してはいないという説明しかなかったことから、のれん償却を主張していた日本の関係者にとっては唐突感が残っていると思われる。ただし、長期間に亘る議論の末に出された結論であるので、FASBとIASBがその結論を覆す可能性は非常に低いとも考えられる。

このような両審議会の動向を背景として、上述したとおり、日本の経済界や政府の会議において、のれんの非償却を認めるべきとの議論がにわかに展開されるようになってきているのである。

まず、経済同友会は、2022年4月に、提言「創業期を越えたスタートアップの飛躍的成長に向けて」において、日本基準の「のれん規則的償却」が、大企業によるスタートアップM&Aやスタートアップ同士のM&Aを抑制し、スタートアップ・エコシステムのリスクマネー循環を阻害していると指摘した。また、経済同友会では、2023年7月にアンケート調査結果「のれんの規則的償却に関するアンケート」を公表し、スタートアップ経営者を中心に「のれん償却はM&Aインセンティブを削ぐので見直すべき」「IFRS型の非償却を念頭に検討を」といった意見があることを公表したのである。スタートアップとのれんの非償却が結びつけられたのはこのアンケート結果が嚆矢となったといえよう。

続いて、内閣府 規制改革推進会議「スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ」は、2024年度規制緩和要望書の中で、スタートアップのM&Aを促進し、グローバルレベルのスタートアップを生み出す観点から、のれん非償却を内容とするIFRSの任意適用の拡大や、日本基準におけるのれん非償却を含めた財務報告の在り方の検討を求めている。政府の公

式文書に「スタートアップ成長促進」と「のれん非償却」が併せて記載されたのはこれが最初といえる。

その後、2025年5月に、経済同友会とスタートアップ関連団体等が、財務会計基準機構に対して「のれんの非償却の導入およびのれん償却費計上区分の変更」というテーマ受付表を提出し、その中で明確に、「スタートアップ企業を含む成長企業が直面している制度的課題として、のれんの非償却を導入すべき」という見解が表明された。また同時期に、スタートアップ有志による「スタートアップエコシステムに係るのれん償却についての提言書」も公表され、スタートアップのM&Aではのれんが大きくなりがちであり、日本基準では規則的償却のため、M&A後の営業利益が大きく圧迫される。その結果、15%未満の持分取得にとどめるなど、M&A・連結を避けるインセンティブが生じる。したがって、IFRS同様の非償却（減損モデル）を日本基準においても選択可能とすべきという主張が展開されている。

こうした主張を受けて、財務会計基準機構の企業会計基準諮問会議が、2025年8月に、企業会計基準委員会に対して、「のれんの会計処理に関して、主にスタートアップ関係者への意見聴取を行うよう依頼」し、「のれん非償却」も含めた見直しの議論が本格化することとなった。企業会計基準委員会の資料においても、「のれんの償却はとりわけスタートアップにおいて論点となる」と明記され、スタートアップとのれんの問題が議論の焦点となっているのである。

これを受けて、企業会計基準委員会では、2025年8月12日を第1回として11月4日の第6回までにわたって、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会を開催した。それを受けて2025年11月17日に実施された企業会計基準諮問会議では、必要に応じて追加の意見聴取や情報収集を行い、これまでの意見等と併せて会計基準の改善につながるかどうかの観点から、会計基準の見直し・開発、関連法制との関係及び単体財務諸表にも適用されることへの影響などの分析を実施した上で、2026年3月開催予定の企業会計基準諮問会議において「のれんの会計処理に関するテーマの方向性に係る提案」が行われることとなったのである。

2−2　先行研究とRQの導出

のれんの規則的償却と減損の組合せのアプローチとのれんの非償却と減損の組合せのアプローチについての研究は、非常に多くの蓄積がある。例えば、Amorós Martínez, *et al.*（2023）では、償却モデルと減損のみモデルに関する膨大な実証研究を整理し、どちらのモデルにも長短があること、現時点では決定的な結論は出ていないことを指摘している。また、Boennen, *et al.*（2014）も、アメリカ及びIFRSにおいて非償却の会計処理が導入されて以降ののれん会計に関する実証的研究を体系的にレビューし、償却モデルと減損のみモデルの双方についてそれぞれを支持する証拠が示されていると述べている。

また、償却モデルと減損のみモデルとを価値関連性の観点から比較した研究も多い。例えば、

Jennings, *et al.*（2001）は、アメリカのSFAS 142以前のデータを用いて、のれん償却前利益の方が株価との関連性が高く、償却費はノイズに近いと結論付けており、IASB がIFRS 3発行時のプレスリリースでも引用されている。同じように、Moehrle, *et al.*（2001）は、のれん償却前・償却後利益および営業キャッシュフローの情報有用性を比較し、償却前利益と従来の利益の情報量は大差なく、いずれもキャッシュフローより情報量が高いことを明らかにし、償却額情報の有用性は高くないと結論づけている。一方、Georgakopoulos, *et al.*（2012）は、欧州企業を対象に、のれん償却モデルと減損のみモデルの価値関連性と適時性を比較し、減損モデルは償却モデルより価値関連性は低いが、情報の適時性は高いことを明らかにしている。

減損のみモデルに内在する裁量性の高さを明らかにしている研究もある。例えば、Li, *et al.*（2017）では、SFAS 142 導入後のアメリカのデータを分析し、のれん残高が膨張し、減損の認識は遅延気味であること、投資家がその遅延を十分に織り込んでいない可能性を指摘している。また、Ramanna and Watts（2012）は、減損テストにおける公正価値の推計に恣意性が入りやすいことを指摘し、インセンティブと裁量の観点から減損モデルの問題点を明らかにしている。

一方、日本企業を対象にした研究としては、例えば、山地・三木（2011）によるのれんおよびのれん償却費の価値関連性の研究や永田（2002）によるのれん残高の価値関連性の検証などがある。

また、企業会計基準委員会が公表しているResearch Paperでは、1号から3号にかけてのれんの問題が取り上げられており、1号（ASBJ 2015）では、IFRS 3によるのれんの非償却モデルに対し、償却再導入を主張するための理論的・実証的論拠が整理されており、各国ののれん残高や減損の実態、先行研究の調査が含まれている。2号（ASBJ 2016）では、日米欧豪などを対象に、のれん残高・減損額の推移を数量的に分析したレポートで、減損のみモデルのもとでのれん残高が積み上がっている状況を示している。また、3号（ASBJ 2017）では、アナリストへのサーベイに基づき、のれん情報（償却・減損・注記など）に対する利用者評価を整理し、償却再導入の是非に関する実務家・利用者の意見がまとめられている。

その他、宮宇地（2021）では、内外におけるのれんの会計処理についての実証的研究をレビューしてその成果を纏めており、他方、金田（2025）は、のれんの会計処理に関する歴史的経緯を整理し、現在に至る議論の背景を整理してるといえる。

以上のように、企業会計基準委員会が公表しているResearch Paperを含め、のれんに関する内外の先行研究は、必ずしも一意的な結論を出しているわけではない。他方で、減損のみモデルの恣意性や、その下でののれんの計上額の大きさについては異論がないように見受けられる。

では、わが国において2010年より任意適用が認められるようになったIFRSの下で、IFRSが認めるのれんの非償却・減損のみモデルは、企業行動にいかなる影響を及ぼしてきているのであろうか。

このことを明らかにするために、本研究では、以下の2つのResearch Question（RQ）を設定

することとした。

RQ1：わが国のIFRS任意適用企業においては、実際にのれんの金額がどの程度積み上がっているのか。また、IFRS適用によって、それぞれの企業の損益にどの程度の影響を及ぼしているのか。

この点を明らかにするために、IFRS任意適用企業が、IFRS適用期間において計上した「実際ののれんの総額」および現在ののれんの計上額、並びに、それらの企業における「IFRSに基づく減損額」と、仮にそれらの企業がIFRSを適用せずに日本基準に基づいてのれんの償却を実施していたとした場合の「20年均等償却額+日本基準に基づく減損額」との比較を実施してみることとする。それによって、①実際にのれんが償却されずに積みあがった総額と、（償却モデルの場合の償却額を算定して）②当該企業が費用計上しないで済んだ金額［想定償却額］（さらに、利益への影響額も）を明らかにする。

次に、わが国の企業は、M&Aを積極的に進めるために、のれんの非償却が望ましいと考えているかどうかを検討してみたい。定立されるRQは次の通りである。

RQ2：IFRS任意適用企業におけるM&Aは、他の上場企業よりも大きな金額となっているかどうか。

この点を明らかにするために、わが国の上場企業による全M&Aの対総資産比率とIFRS任意適用企業におけるM&Aの対総資産比率を比較して、IFRS任意適用企業における割合が相対的に大きなものとなっているかどうか、すなわち、実際にIFRS任意適用企業が積極的にM&Aを行っているのか、大きなM&Aを実施しているのかを検討することとしたい。

上記のような一連のRQの検討を通じて、本稿では、日本においてのれんに関する議論が改めて行われている中で、evidenceに基づく議論や議論の基礎を提供したいと考えている。

3　研究の方法

3−1　IFRS任意適用企業の概要

本研究では、まず、わが国のIFRS任意適用企業におけるのれんの計上および減損等の実態を把握することとした。

2025年12月末日時点において、IFRSを任意適用済みの企業数は292社であり、それらの企業の属性は**図表1**（パネル1−1から1−5）のとおりである。

調査に当たっては、日本取引所グループのウェブサイトから2025年12月末時点でのIFRS任意適用企業を把握した。その上で、『週刊経営財務』が2025年10月まで提供していた「IFRS適用企業データベース」や日本経済新聞社が提供する「日経NEEDS Financial QUEST」を基に

IFRS任意適用企業の財務諸表項目等のデータを取得した。さらに、のれんの計上および減損等の実態に関して、過去10年分についてはEDINET、それ以前については各社が自社のウェブサイトで公表しているIR情報を基に、各社の有価証券報告書や有価証券届出書等について1件ずつ調査し、財務諸表項目および注記を手作業で確認していった。

図表１　IFRS任意適用企業の属性

パネル 1-1　IFRSの適用時期　（社）

2025年３月期～2025年12月期	13
2024年３月期～2025年２月期	17
2023年３月期～2024年２月期	13
2022年３月期～2023年２月期	18
2021年３月期～2022年２月期	21
2020年３月期～2021年２月期	20
2019年３月期～2020年２月期	40
2018年３月期～2019年２月期	31
2017年３月期～2018年２月期	39
2016年３月期～2017年２月期	23
2015年３月期～2016年２月期	25
2014年３月期～2015年２月期	15
2013年３月期～2014年２月期	12
2012年３月期～2013年２月期	2
2011年３月期～2012年２月期	2
2010年３月期～2011年２月期	1
計	292

パネル 1-2　企業規模　（社）

総資産	IFRS適用時	2025年12月末現在	IFRS適用期間平均
５兆円以上	20	37	31
１兆円以上５兆円未満	59	71	69
５千億円以上１兆円未満	41	32	34
１千億円以上５千億円未満	67	66	62
５百億円以上１千億円未満	16	16	22
１百億円以上５百億円未満	48	47	50
１百億円未満	41	23	24
計	292	292	292

パネル 1-3　業種（東証 33 分類）　（社）

水産・農林業	1
鉱業	1
建設業	2
食料品	13
繊維製品	4
パルプ・紙	0
化学	17
医薬品	19
石油・石炭製品	1
ゴム製品	5
ガラス・土石製品	3
鉄鋼	4
非鉄金属	4
金属製品	3
機械	17
電気機器	29
輸送用機器	18
精密機器	8
その他製品	4
電気・ガス業	2
陸運業	2
海運業	0
空運業	1
倉庫・運輸関連業	0
情報・通信業	45
卸売業	14
小売業	14
銀行業	0
証券、商品先物取引業	4
保険業	2
その他金融業	6
不動産業	3
サービス業	46
計	292

パネル 1-4　市場区分	（社）
プライム	232
スタンダード	24
グロース	36
計	292

パネル 1-5　担当監査法人	（社）
大手	236
準大手	30
中小	26
計	292

注　監査法人の区分は公認会計士・監査審査会による区分に基づく。すなわち、大手は「概ね 100 社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上所属する監査法人」のことで、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC Japan 有限責任監査法人の 4 法人であり、準大手監査法人は、「大手監査法人に準ずる規模の監査法人」のことで、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、及び東陽監査の 4 法人を指す。

図表 1 の各パネルからは、それぞれ、IFRS の任意適用企業が毎年着々と増加してきていること、企業規模による偏りはあまり見られないこと、市場区分ではプライム市場、担当監査法人においては大手監査法人の担当が圧倒的に多いことが分かる。また、業種区分については、規制業種や寡占状態にある業種においては IFRS の任意適用企業が少ないことが読み取れる。このうち、規制業種については、財務諸表規則第二条に定める別記事業会社に該当する業種が中心であり、IFRS 適用することにより二重負担となることが IFRS 適用の制約となっている可能性がある。

3－2　分析対象企業の選定と分析方法

これらの 292 社について、本調査において分析対象とするのは、**図表 2** に示す通り、金融・保険等に該当する 12 社を除き、上場廃止（2 社）や財務データが得られない企業（14 社）を除いた計 264 社である。

図表 2　分析対象企業	（社）
IFRS 適用済会社数	292
金融・保険業等　－）	12
上場廃止　－）	2
データ欠損等　－）	14
分析対象会社数	264

分析対象となる 264 社について、IFRS の適用年数は、合計で 1,929 年／社であり、平均 7.31 年（中央値 8 年）となっている。

私たちは、まず、分析対象企業におけるのれんの計上額、減損による償却額、および資産除去等による処分額を把握することとした。その上で、①分析対象企業におけるのれんが総資産に占める割合、および②IFRSの適用期間における損益合計に対する減損額および処分額が占める割合を把握することとしたのである。

続いて、これらの企業において、のれんを非償却とせず、日本基準に定める「20年以内均等償却」を適用した場合に、のれんの計上額はどうなるのかを算定してみることとした。算定に当たって用いた条件は以下の通りである。

1）IFRS適用時に、前年度まで保有していたのれんは適用時に新たに取得したものとする。
2）のれんは、取得ごとに、その時点から20年均等償却とする（償却期間は一律に20年を選択するものとする）
3）減損は日本基準に基づく認識が適用できないため、実際に計上された減損額をもって算定することとする
4）のれんの処分等が行われた場合には、その時点で当該資産の償却は終了するものとする。ただし、一部処分の場合には、処分時点での処分額の割合に応じて、償却が終了するものとする。
5）なお、最終的に、現時点において（定期償却を実施していた場合の）のれんの計上額と比較する総資産については、定期償却の合計額を減算したものとする

以上のようにして、IFRS任意適用企業がIFRSの適用期間において、仮にIFRSを適用せず日本基準を適用して20年均等償却を実施していた場合の、①分析対象企業におけるのれんが総資産に占める割合、および②IFRSの適用期間における損益合計に対する減損額および処分額が占める割合を把握することとした。

4　結果と解釈

分析結果をまとめたものが、**図表3**および**図表4**である。

図表３　IFRS任意適用企業におけるのれん、減損および資産除去等（注１・注２・注３）

（百万円）

	合計	平均	中央値	最大	最小
IFRS適用時の計上額（注４）	14,294,132	66,177	9,626	1,176,114	0
のれんの取得時の計上額（注４・注５）	31,355,306	118,770	4,925	4,729,424	0
（のれんの減損額）（注４）	3,733,020	14,140	420	500,894	0
（のれんの処分額）（注４･注６）	2,574,485	9,752	0	681,796	0
現在ののれんの計上額	47,668,603	180,563	12,603	5,781,931	0
分析対象企業における総資産額（注７）	575,012,430	2,187,077	416,329	77,594,947	2,012
総資産に占めるのれんの割合（注７・注８・注９）	5.63%	10.99%	4.83%	86.01%	0%
IFRS適用期間における損益合計（１社当たり）（注４）	240,134,622	909,601	133,640	23,971,294	△ 362,475
のれんの減損及び処分額（注４）	6,307,505	23,892	852	791,485	0
のれんの減損及び処分額が損益に占める割合（注10）	2.63%	6.82%	0.59%	508.75%	△ 449.54%

注１　各データは、各企業が公表している有価証券報告書や有価証券届出書の連結財務諸表注記「のれん」等に記載の数値を基に作成している。

注２　のれんの取得や減損、処分等の増減は、全て期首時点で発生したものとして集計している。

注３　「合計」「平均」「中央値」は、分析対象企業264社についての数値であり、「最大」「最小」は、分析対象企業264社の中で最大または最小となる１社の数値を表す。

注４　「IFRS適用時の計上額」は、IFRS適用時期の期首時点ののれん計上額を指す。また、「のれんの取得時の計上額」「のれんの減損額」「のれんの処分額」「IFRS適用期間における損益合計（1社当たり）」「のれんの減損及び処分額」は、IFRS適用期間（IFRS適用時期から直前期まで）の各期の合計額を表す。

注５　「のれんの取得時の計上額」は、企業結合による取得、科目振替等に伴うのれん増加額を表し、為替換算差額の影響を除く。

注６　「のれんの処分額」は、処分、売却、連結除外等に伴うのれんの減少額を表し、為替換算差額の影響を除く。

注７　「分析対象企業における総資産額」「総資産に占めるのれんの割合」における総資産は、IFRS適用期間の各期の平均総資産額を使用している。

注８　「総資産に占めるのれんの割合」におけるのれんは、IFRS適用期間の各期の平均のれん計上額を使用している。

注９　「総資産に占めるのれんの割合」において、最大86.01%はバリオセキュア㈱であり、「のれんの減損及び処分額が損益に占める割合」において、最大508.75%は㈱LIFULL、最小△449.54%は㈱ワコールホールディングスである。

注10　「のれんの減損及び処分額が損益に占める割合」における損益は、「IFRS適用期間における損益合計（1社当たり）」を指す。

図表４　IFRS任意適用企業が償却と減損の組合せアプローチを適用した場合（注１）（百万円）

	合計	平均	中央値	最大	最小
IFRS適用時の計上額	14,294,132	66,177	9,626	1,176,114	0
のれんの取得時の計上額	31,355,306	118,770	4,925	4,729,424	0
（のれんの減損額）（注２）	2,702,745	10,238	313	326,273	0
（のれんの処分額）（注２）	1,865,266	7,065	0	506,425	0
（のれんの定期償却額）（注３）	14,107,793	53,439	2,868	2,234,825	0
現在ののれんの想定計上額	35,300,304	133,713	9,282	3,849,015	△519
分析対象企業における総資産額	562,644,131	2,131,228	416,086	77,594,947	1,979
総資産に占めるのれんの割合（注４）	3.55%	8.47%	3.69%	79.98%	△3.33%
IFRS適用期間における損益合計（1社当たり）	240,134,622	909,601	133,640	23,971,294	△362,475
のれんの減損、処分、および規則的償却額を控除した金額	226,026,829	856,162	130,765	23,971,294	△579,892
のれんの減損、処分、および規則的償却額を控除した金額が損益に占める割合	94.13%	92.26%	97.12%	428.53%	△39.72%

注１　各金額は、図表３と同様の方針で算定している。
注２　「のれんの減損額」「のれんの処分額」は、のれんの計上時から減損期または処分期の前期まで償却が行われたと仮定した場合の影響を加味した金額である。
注３　一律に20年間均等償却を採用したものとして計上している。
注４　「総資産に占めるのれんの割合」において、最大79.98%はバリオセキュア㈱、最小△3.33%はネクセラファーマ㈱であり、一方、「のれんの減損、処分、および定期償却額を控除した金額が損益に占める割合」において、最大428.53%は㈱コロワイド、最小△39.72%は住友ファーマ㈱である。

まず、**図表３**に示すように、分析対象企業、すなわち、わが国におけるIFRS任意適用企業においては、IFRS適用期間の各期の平均のれん計上額は、それらの企業の各期の平均総資産額の10.99%を占めるに至っており、また、最大で86.01%に及ぶ企業もある。こうした点から、わが国においても、IFRSを任意適用した企業については相当程度のれんの蓄積があることが分かる。

また、**図表３**と**図表４**を比較すると、IFRS任意適用企業における現在ののれんの計上額は、47,668,603百万円（平均180,563百万円）であるのに対して、私たちが行った想定計算によれば、それらの企業が日本基準を適用していたとすれば、現在ののれんの想定計上額は35,300,304

百万円（平均133,713百万円）となっており、合計額で35.04％も大きくのれんの金額が積み上がっていることが指摘できる。

このことから、IFRS適用企業においては、IFRSの適用によって、日本基準を適用した場合よりも、のれんの計上額が35.04％増加しており、逆に言えば、損益に対する効果として、分析期間の全体では、合計で14,107,793百万円のプラスの効果があったと想定できる。中には、のれんの減損、処分、および規則的償却額を控除した金額が損益に占める割合が428.53％に達している企業もあり、損益構造に与える影響も大きいことが分かる。先に示した通り、分析対象となる264社におけるIFRSの適用年数は合計1,929年／社であることから、1年／社当たりの損益の押上額は、平均で7,313.53百万円であるといえる。会社規模にもよるが、少なくとも殆どの会社において重要性を無視できない金額であると思われる。

さらに、**図表3**および**図表4**について、それぞれ、処分されたのれんを除いた金額を計算してみよう。処分されたのれんは、そののれんが生じた被買収会社を当該企業がすでに手放しているということであり、そうした企業買収を先の**図表3**の集計および**図表4**の想定計算から除いて再計算することで、より厳密に、「IFRSに基づく減損額」と、仮にそれらの企業がIFRSを適用せずに日本基準に基づいてのれんの償却を実施していたとした場合の「20年均等償却額+日本基準に基づく減損額」との比較による影響度分析を行うことができる。

その結果は、次の**図表5**の通りである。

図表5　のれんの計上と償却による影響度分析　（百万円）

	のれんの計上額合計	減損額合計	償却額合計	減損・償却の合計額	現在ののれんの計上額	のれんの計上差額
IFRSに基づく減損額（処分したのれんを除く）	31,355,306	3,733,020	—	3,733,020	47,668,603	12,368,299
20年均等償却額+日本基準に基づく減損額（処分したのれんを除く）	31,355,306	2,702,745	13,398,574	16,101,319	35,300,304	—

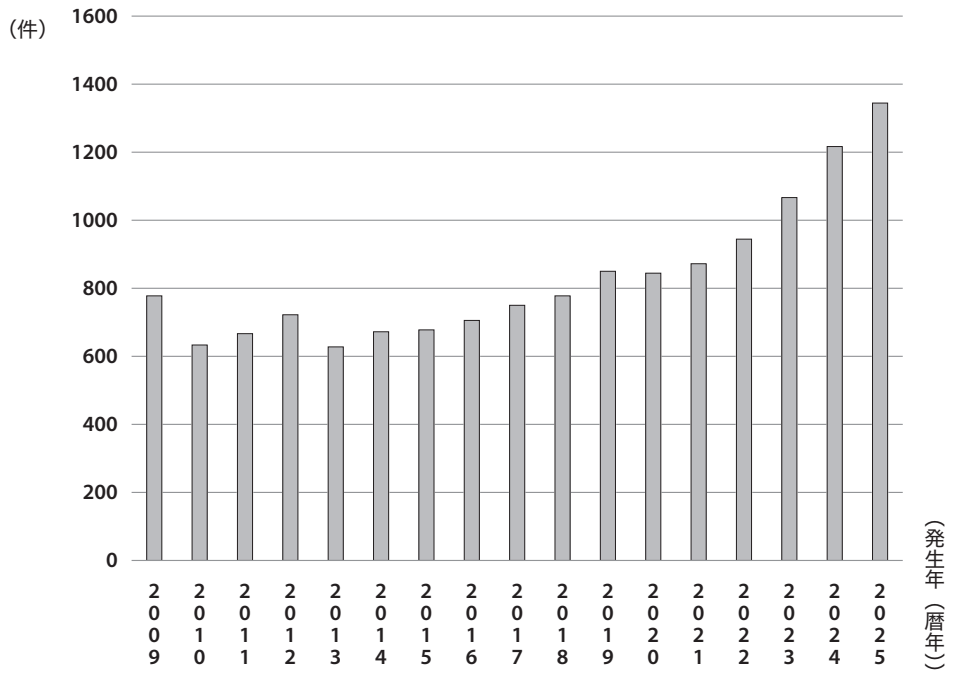
この場合にも、IFRS任意適用企業における現在ののれんの計上額は、47,668,603百万円（平均180,563百万円）であるのに対して、それらの企業が日本基準を適用していたと想定した場合の現在ののれんの想定計上額は35,300,304百万円（平均133,713百万円）となっており、現実ののれんの合計額は35.04％も大きくなっており、損益に対する効果としては、分析期間の全体で合計12,368,299百万円のプラスの効果があったことが指摘できる。

また、前述の通り、分析対象となる264社におけるIFRSの適用年数は合計1,929年／社を踏

まえて、1年／社当たりの損益の押上額は、平均で6,411.77百万円である。前述の金額よりやや小さな金額になるものの、やはり殆どの会社において重要性ある金額といえよう。

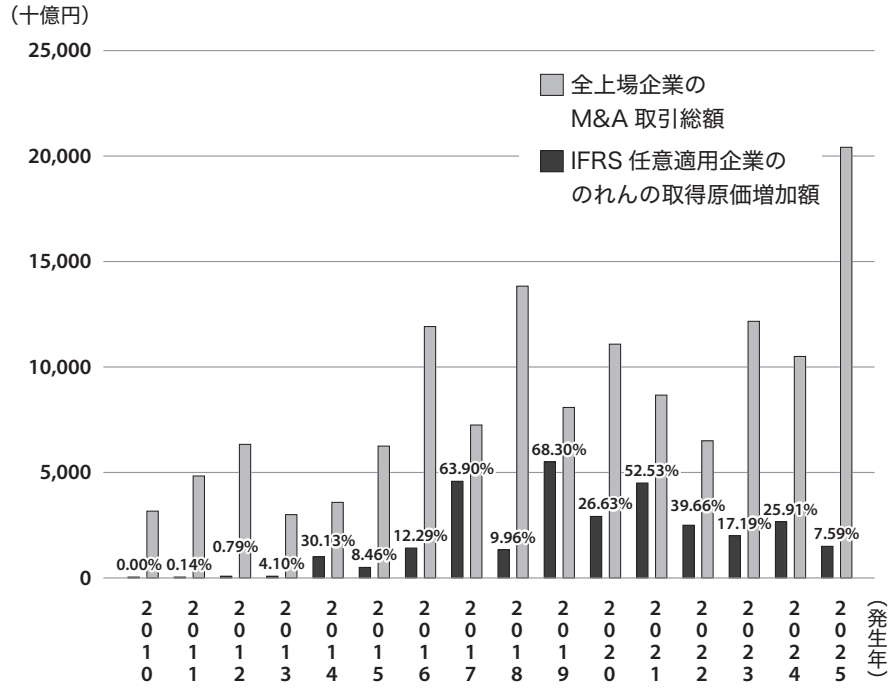
上記の分析に加えて、次に示す**図表６および図表７**において、IFRS任意適用企業における買収額の推移と、わが国の上場企業全体の企業買収の総額の推移をみてみよう。

図表６　企業買収の推移



注　全上場企業（東京・名古屋・福岡・札幌）のＭ＆Ａ件数（適時開示ベース）。取引金額が非公表や未確定のものも含んでいる。Ｍ＆Ａ Onlineのデータベース（https://maonline.jp/db/database）を基に作成。2026年１月13日最終閲覧。

図表７　のれんの取得原価増加額とM&A取引総額



注１　全上場企業のM&A取引総額は、取引金額が非公表や未確定のものを除く。**図表６**と同様にM＆A Onlineのデータベース（https://maonline.jp/db/database）を基に作成している（2026年1月13日最終閲覧）。

注２　「IFRS任意適用企業ののれんの取得原価増加額」は**図表３**注１と同様、有価証券報告書等の連結財務諸表注記「のれん」等に記載の数値を基に作成している。

注３　「IFRS任意適用企業ののれんの取得原価増加額」は**図表３**注５と同様、企業結合による取得等に伴うのれん増加額を表し、為替換算差額の影響を除く。

注４　「発生年」については、M&A Onlineが暦年での集計であることから「全上場企業のM&A取引総額」は暦年であり、「IFRS任意適用企業ののれんの取得原価増加額」は本研究の前掲の調査と同様に各企業の決算月の年で集計している。

まず、**図表６**に示すように、近年、企業買収件数は増加傾向にある。IFRSの任意適用が開始されたのが2010年３月期からであることを考えると、その増加傾向と時期は一致しているといえる。

図表７は、全上場企業のM&A取引総額とIFRS任意適用企業におけるのれんの取得原価の増加額を対比する形で示したものである。入手可能なデータの制約上、2種類の異なる出所および集計期間に基づく数値の比較となっているが、少なくともものれんの取得原価の増加額は、M&A取引総額の内数であるので、全上場企業に占めるIFRS任意適用企業の比率を示すに当たって、実態を把握するための基礎資料として利用可能なものと考えられる。この図表から、全上場企業のM&A取引総額に占めるIFRS任意適用企業によるM＆A取引総額は、2019年の68.30％を

最大として、2017年、2021年においては金額ベースで市場全体の半分以上を占める等、相当程度大きい割合を示していることが分かる。

また、2010年から2025年の全上場企業のM&A取引総額の合計は、138,188,134百万円であり、同様に、IFRS任意適用企業におけるのれんの取得原価増加額合計額は、31,355,306百万円である。前者に占める後者の割合は22.69%となっている。ここで2025年時点において、本研究の分析対象企業264社の総資産合計は722,140,360百万円であり、全上場企業の総資産合計は4,166,962,424百万円であることを考慮すると、対全上場会社のIFRS任意適用会社の規模は17.33％である。したがって、買収額ベースで考えると、市場全体の企業規模割合よりも大きな割合で、IFRS任意適用企業による買収が行われていると解される。**図表7**に示す対象期間のうち、当初の数年はIFRS適用企業におけるM&Aが殆ど実施されてこなかったことを考慮すると、その占める割合は、より大きいものになるともいえよう。

なお、2025年において全上場企業のM&A取引総額が急増している背景には、東京証券取引所による「資本コストや株価を意識した経営」の要請を受け、企業価値向上や資本効率改善を目的とした事業再編・M&Aが市場全体で加速したことが挙げられる。そして、このような動きが、のれん非償却の議論が活発化した一因でもあると考えられる。

5　むすびにかえて

本稿では、現在、日本においてのれんに関する議論が改めて行われている中で、evidenceに基づく議論や議論の基礎を提供すべく、IFRS任意適用企業におけるのれんの計上、のれんの減損および処分の実態を調査するとともに、仮にそれらの企業がのれんを日本基準に基づいて定期償却していた場合には、実際に現在ののれんの計上額はどの程度となっているのかを計算してみることとした。

RQ1として設定した「わが国のIFRS任意適用企業においては、実際にのれんの金額がどの程度積み上がっているのか。また、IFRS適用によって、それぞれの企業の損益にどの程度の影響を及ぼしているのか。」という点について、IFRS任意適用企業が仮に「20年均等償却額+日本基準に基づく減損額」を実施していたとした場合の想定計算によれば、IFRS適用企業においては、IFRSの適用によって、日本基準を適用した場合よりも、のれんの計上額が35.04％増加しており、損益に対する増分効果が生じていたことが分かった。。

一方、RQ2「IFRS任意適用企業におけるM&Aは、他の上場企業よりも大きな金額となっているかどうか。」は、M&Aを積極的に進めるためにはのれんの非償却が望ましいと企業が判断をしているかどうかを推し量るため基礎となるevidenceを確認することが目的であった。私たちは、研究手法として、わが国の上場企業による全M&Aの推移とIFRS任意適用企業におけるM&Aの推移を比較することとした。その結果、2017年以降、2025年を除いて市場全体の企業

規模割合よりも大きな割合で、IFRS任意適用企業による買収が行われているといえることが分かった。

本稿の検討は、あくまでも机上の計算であり、たとえば、減損にしても日本基準とIFRSにおける判断規準の相違は考慮に入れていないことや、IFRSを任意適用しているという条件の下で実施された企業買収もある（すなわち、IFRSを適用していなければ、いくつかの企業買収は実施されていなかったかもしれない）という点は考慮していない。そのような制約があることは踏まえた上で、本稿では、のれんの償却・非償却の議論に際して、具体的な調査結果のevidenceを提供することとしたのである。

なお、のれんに関する議論が収斂しない原因の一つに、事実とは異なる仮定を置けばどうなっていたかを想定しなければならないことがある。例えば「のれんを償却しなければM&Aが活発になる」ということを立証しようとして、のれんを償却しないIFRS適用企業ではM&Aが活発であるというevidenceを示しても、それは、もともとM&Aを志向している企業がIFRSを適用しているだけであるとの反論に直面するであろう。したがって、本研究では、「のれんを償却しなければM&Aが活発になる」ということを立証したり、そのevidenceを入手することを目的とするのではなく、それに至る以前の実態の把握を行うことに焦点を絞ったのである。

今回の研究における影響度分析（既に処分されたのれんを想定計算から除いて再計算したもの）によれば、IFRS適用企業において、のれんを償却しないことによって、1年／社当たり平均で6,411.77百万円損益の押上額があったと考えられることが明らかとなった。この影響分析の結果は、もしわが国が2009年にIFRSの任意適用を容認するという選択をせずに、日本基準のみを強制することを続けていれば、どのような状況になっていたのかを推測する基礎を提供している。もちろん任意適用をしなければ企業行動も変わっていたはずなので、安易な結論を出す訳にはいかないが、もしIFRS任意適用がなければ、以下の2つの結果のうちの1つかまたはその両方が生じていたのではないかと合理的に考えられる。

まず1つは、現在のIFRS適用企業ほどM&Aが伸びなかったのではないかという結果である。RQ2に関する検討の結果のとおり、市場全体に比してIFRS任意適用企業ではM&Aが活発であった。このことはIFRSの任意適用が認められていなければ、日本企業のM&Aは現在ほど活発にならなかったかもしれないということを示唆している。もちろんこのような推論には強力な反論が可能である。それはM＆Aに積極的な企業は、IFRS適用の有無、のれん償却の有無に関わらずM＆Aを実施していた可能性は否定できないというものである。

そこで考慮すべきはもう1つの結果である。それは、IFRSを任意適用していなくてもM&Aは伸びたであろうが、その代わりに、1年／社当たりで平均6,411.77百万円の損益負担をしていたという結果である。いずれの結果であっても、国際競争力という観点では、日本の企業にとって、少なくとも一次的には不利な条件が強いられていたはずであるということを合理的に推

測できるevidenceの1つを本研究による影響度分析によって提供できたのではないかと考える。

なお、ここで「少なくとも一次的には」としたのは、将来において経済危機が発生した際に、償却していないのれん残高を抱えた企業が大きな減損損失計上を迫られることも考えられ、その際は、すでに償却を済ませている日本企業の方が逆に有利になり得るからである。

本稿においては、日本の企業にとって、少なくとも一次的にはハンデがあったことをevidenceで示すことに留め、その評価や価値判断については今後の研究の課題としたい。

参考文献

Accounting Standards Board of Japan［ASBJ］. 2015. Research Paper No.1: Research on Amortisation of Goodwill.

ASBJ. 2016. Research Paper No. 2: Quantitative Study on Goodwill and Impairment.

ASBJ. 2017. Research Paper No. 3: Analyst Views on Financial Information Regarding Goodwill.

Amorós Martínez, A., J. A. Cavero Rubio and M. Gonzáles Morales. 2023.“Accounting for goodwill: A literature review,”*Accounting*, 9: 17−44.

Boennen, Sascha and Martin Glaum. 2014. Goodwill Accounting: A Review of the Literature. July 4. SSRN: http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.2462516

Financial Accounting Standards Board［FASB］. 2001. Statement of Financial Accounting Standards No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets. June.

Georgakopoulos, G., P. Van Hulzen, L. Alfonso and I. Sotiropoulos. 2012.“Amortisation Versus Impairment of Goodwill and Accounting Quality,”*International Journal of Economic Sciences and Applied Research*, 4(3): 93−118.

International Accounting Standards Board［IASB］. 1998. International Accounting Standards［IAS］22: Business Combinations. September.

IASB. 2004. International Financial Reporting Standards［IFRS］3: Business Combinations. 31 March.

IASB. 2022. Press Release: IASB votes to retain impairment-only approach for goodwill accounting. 24 November.（https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/11/iasb-votes-to-retain-impairment-only-approach-for-goodwill-accounting/; visited at 20251124）

International Organization of Securities Commissions［IOSCO］. 2023. The Board of the International Organization of Securities Commissions. Recommendations on Accounting for Goodwill. December.

Jennings, R., M. LeClere and R. B. Thompson. 2001.“Goodwill Amortization and the Usefulness of Earnings,”*Financial Analysts Journal*, 57(5): 20–28.

Li, K. K. and R. G. Sloan. 2017.“Has goodwill accounting gone bad?,”*Review of Accounting Studies*, 22(2): 964−1003.

Moehrle, S. R., J. A. Reynolds-Moehrle and J. S. Wallace. 2001.“How Informative are Earnings Numbers that Exclude Goodwill Amortization?,”*Accounting Horizons*, 15(3): 243−255.

Ramanna, K. and R. L. Watts. 2012.“Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment,”*Review of Accounting Studies*, 17(4): 749−780.

金田堅太郎. 2025.「のれんの国際的変遷からの示唆」『企業会計』77巻11号、11月、32−40頁。

財務会計基準機構. 2025. 第54回企業会計基準諮問会議、間下直晃「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関する説明資料」7月11日。

永田京子. 2002.「連結財務諸表上の『のれん』」に対するわが国証券市場の評価」『企業会計』54(2): 290−297.

宮宇地俊岳. 2021.「のれんの会計処理に関する実証研究レビュー」『経済論叢』（京都大学）195巻2号、85−113頁。

山地範明・三木潤一（Yamaji, N. & Miki, J.）. 2011. “The Value Relevance of Goodwill and Goodwill Amortization: Evidence from Listed Japanese Companies,”『ビジネス＆アカウンティングレビュー』（関西学院大学）第7巻: 19−30.

（おうち　たかつぐ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授）
（まちだ　よしひろ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）
（えだ　たかし・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科助手）